

職業紹介システム導入業務委託公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

豊中市では、豊中しごと・くらしセンターにおいて、求職者が自身の居住地近隣で就職できるよう支援するとともに、市内事業所の求人活動等を応援することを目的とした無料職業紹介事業を実施している。このたび、同事業における職業紹介システムをリプレイスするにあたり、今後も新たな機器設置等の負担をかけることなく事業を継続できるよう、クラウド型の職業紹介システムを導入し、このクラウドシステムにより、企業・求人・求職者・職業紹介・統計等の管理が可能となり、求人企業および求職者の利便性向上と無料職業紹介事業の効率化等を図ることを目的とする。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

職業紹介システム導入業務

(2) 業務内容

別添「職業紹介システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」のとおりとする。

(3) 予定履行期間

システム導入業務：契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

システム稼働期間：令和7年（2025年）12月1日から令和12年（2030年）11月30日までを想定

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 4,925,000円 システム構築・データ移行費用を含む

令和8年度から令和11年度及び令和12年度（4月～11月）の期間の価格についても提案すること

提案価格は、価格内で構築可能で実現性を伴う提案であることとし、機能要件仕様書中、必須／要望欄が必須の項目について、各社がそれぞれ提案パッケージシステムを活用し、パッケージシステム改修を行うことで実現するのに必要な費用、初期設定費用、保守費用及び職員等研修費用を含み、見積書に記載すること。契約に必要となる正式な見積書は、事業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

ただし、今後の打ち合わせにおいて生ずる経費は、今回提案いただく見積金額を本事業の上限として全ての対応を行うものとする。

また、提示された令和12年度までの見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、プロポーザル参加申込書等の提出日時点で、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) プライバシーマーク又は ISO27001 若しくはこれらと同等の個人情報保護に係る第三者認証を取得していること。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続き開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続き開始の申し立てを含む。以下「更正手続き開始の申し立て」という。）をしていない者又は更正手続き開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更正手続き開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続き開始の申し立てをしなかった者又は更正手続き開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 提案を行うシステムが、自治体への導入・運用実績を有していることが望ましい。

4. スケジュール

- (1) 募集要項等の公表 令和 7 年（2025 年）8 月 29 日（金）
- (2) 質問受付期日及び
機密情報に関する誓約書提出期限 令和 7 年（2025 年）9 月 5 日（金）15 時
※質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しません。なお、質問メールには、事業者名、担当者名を明記すること。
※機密情報に関する誓約書（様式 5）については、代表者印が押されたものを PDF 等のデータ形式で提出期限までにメールにて提出すること。なお、原本については後日郵送いただくことで受付可能とする。
- (3) 質問回答期日 令和 7 年（2025 年）9 月 12 日（金）
- (4) 企画提案書等提出期限 令和 7 年（2025 年）9 月 24 日（水）15 時
- (5) 書類審査（書面開催を予定） 令和 7 年（2025 年）9 月 26 日から 30 日
※提案事業者が 4 者以上となった場合に実施
- (6) 面接審査（プレゼンテーション） 令和 7 年 10 月 3 日（予定）
- (7) 審査結果の通知 令和 7 年 10 月上旬
- (8) 委託契約の締結 令和 7 年 10 月下旬

5. 応募方法

- (1) 提案参加申込書等の提出
 - ① 提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案参加申込書	・ 正本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 1
2	誓約書	・ 正本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 2
3	会社概要		様式 3
4	業務経歴書		様式 4
5	機密情報に関する誓約書	・ 正本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 5
6	企画提案書	・ 正本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可 ・ ただし押印は1箇所のみとし、全ページに押印する必要はない。	
7	業務実施体制		様式 6
8	管理技術者及び担当技術者の業務実績		様式 7
9	業務協力会社体制（役割分担）予定		様式 8
1 0	見積書（導入年度）	・ 正本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 9
1 1	見積書（令和8年度～令和12年11月まで）	・ 正本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 1 0
1 2	機能要件仕様書		様式 1 1
1 3	資格を証明する文書の写し	・ プライバシーマーク、ISO27001等セキュリティ、個人情報保護に関する資格を保有することを証明する文書の写し	証明書
1 4	入札参加停止措置等状況調書	・ 正本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可 ・ 公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。	様式 1 2
1 5	管理体制を確認するための書類	・ 管理体制を確認するために以下①～⑤のいずれかの資料を提出すること。 ① ISMS 認証を受けていることが確認できるもの（事業者 HP の掲載情報でも可）、 ② ISMAP の管理基準を満たすことの確認ができる資料の提出、 ③ ISMAP クラウドサービスリストへの登録が確認できること（ISMAP クラウドサービスリストの掲載情報でも可）	

		可)、 ④ 日本セキュリティ監査協会の SOC 報告書 ⑤ 上記の監査報告書や認証等の提出ができない場合は、サービス提供者及び当該サービスの信頼性が十分であることを総合的に判断するために下記すべての書類を提出すること。なお、提出書類を総合的に審査し、公募要件を満たさないと判断する場合があります。 a. 経営が安定していることを確認するための貸対照表 b. サービスを提供する基盤環境やアプリケーションに係るセキュリティ対策が適切に整備され、運用されていることを確認するために、内部で実施したセキュリティ監査や自己点検の実施状況、セキュリティ研修の実施状況の提出（いずれも実施日・実施概要等） c. 外部サービスの開発及び運用において、本市の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを確認するために品質保証体制の組織体制図 d. 外部サービスに本市の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、原因を調査・排除できる体制を整備していることを確認するため、セキュリティ管理体制の組織体制図 e. 【資本関係に海外を含む場合】資本関係・役員情報がわかる資料	
--	--	--	--

②提出部数及び形式

正本 1 部、副本 1 部（副本は正本の複写可）及び提出書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R または DVD-R）

③提出期限

令和 7 年 9 月 24 日（水）（午後 3 時必着）※郵送・宅配便についても同様。

④提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない。）、郵送、宅配便のいずれかとする。

※郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

⑥セキュリティ関連資料の提供

機密情報に関する誓約書の提出をもって「豊中市情報セキュリティ規則」及び「豊中市情報セキュリティ対策基準」を提供する。

⑦企画提案書について

形式等：企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

- (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案依頼書の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- (2) 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- (3) 原則、日本工業規格 A 版の用紙を用いて印刷すること。
- (4) 図は、原則、文章の補助として用いること。
- (5) ページ番号を付すこと。
- (6) 総ページ数は、表紙、目次を含めて 50 ページ以内とすること。（機能要件仕様書を除く。）
- (7) その他詳細については「職業紹介システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」による。

6. 選定方法

(1) 審査方針

- ・選定委員会を設置し審査する。
- ・審査にあたっては、審査基準に基づき提案の内容等を審査し、優先契約候補事業者を決定する。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ・審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は順位が1位の場合であっても優先契約候補事業者としない。

(2) 評価項目

- ・評価項目は以下のとおり。

項目	配点	評価のポイント
1. 機能要件への適合性 (仕様審査)	40点	・システムに求める機能要件について、機能要件仕様書に記載された内容及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を行う。
2. 提案内容の総合評価 (提案審査)	35点	・企画提案書に記載された内容及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を行う。加えて、提案事業者の過去の実績や本事業における実施体制についても、総合的な評価の対象とする。

3. 価格 (価格審査)	25点	・見積書（導入年度及び5年間（令和12年11月まで）の費用）に基づき審査を行う。
-----------------	-----	--

(3) 審査スケジュール

【第1次審査】

9月下旬に職業紹介システム導入業務事業者選定委員会を開催し、書類審査にて第2次審査に進出する提案者を選定する。ただし、提案事業者が4者未満の場合は、第1次審査は行わず、第2次審査から実施する。

【第2次審査】

10月3日（予定）に豊中しごと・くらしセンターにおいて、職業紹介システム導入業務事業者選定委員会を開催し、企画提案書及びプレゼンテーション（質疑応答含む）の内容を考慮し、審査を実施する。

なお、第2次審査の出席者は1提案者あたり3名以内とし、審査時間は概ね40分程度とする（説明時間20分・質疑応答20分）。

(4) 優先契約候補事業者の決定について

審査の結果、評価点数が最も高い事業者を優先契約候補事業者とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、令和7年10月10日頃にメールにて通知する。なお、優先契約候補事業者は豊中市と仕様並びに価格等の協議の上、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③提出書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提出書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

8. 契約の締結

- ①優先契約候補事業者とは、令和7年10月下旬を目途に契約手続きを行う。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに豊中市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。なお、優先契約候補事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点受託候補者と契約交渉を開始する。

- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- ④契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。
- ②企画提案書の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、発注者は一切の責任を負わない。
- ③提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届（様式13）を文書で提出すること。
- ④審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ⑤提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑥質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- ⑦企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。
- ⑧提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。

10. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒561-0833 豊中市庄内幸町4-29-1 庄内コラボセンター3階
豊中市市民協働部くらし支援課（豊中しごと・くらしセンター）（担当：島井、窪谷）
TEL 06-6398-7463
FAX 06-6398-7104
E-mail shigoto@city.toyonaka.osaka.jp